

水戸市上下水道局建設工事等検査要領

(趣旨)

第1条 この要領は、水戸市水道事業及び下水道事業会計規程第142条の2の規定により例によることとされる水戸市財務規則(平成7年水戸市規則第16号。以下「財務規則」という。)第148条の規定に基づき、水戸市上下水道局が発注する建設工事及び当該建設工事に係る委託業務(以下「工事等」という。)に関する検査(以下「検査」という。)について必要な事項を定めるものとする。

(検査の種類)

第2条 検査の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 完成検査 建設工事が完成したときに行う検査をいう。
- (2) 完了検査 建設工事に係る委託業務が完了したときに行う検査をいう。
- (3) 出来形検査 次に掲げるときに行う検査をいう。
 - ア 財務規則第151条第1項に規定する部分払いをするとき。
 - イ 工事等の指定部分(設計図書において工事等の完成に先立ち引渡しを受けるべきことを指定した部分をいう。)が完成したとき。
 - ウ 契約解除等により工事等の既済部分の引渡しを受けるとき。
- (4) 部分使用検査 部分使用(工事等の一部の施工が完了した場合において、当該完了部分を使用することをいう。)をする必要があるときに行う検査をいう。
- (5) 中間検査 工事等の施工過程において随時行う検査をいう。

(検査員)

第3条 検査を行う者(以下「検査員」という。)は、次の各号に掲げる職員とする。

- (1) 専任検査員 水道総務課に所属する職員
- (2) 兼務検査員 同一の時期に多数の検査が競合した場合その他特別な理由があると認められる場合において水道総務課兼務の発令を受けた職員
- (3) 主管課検査員 工事等を主管する課長(以下「主管課長」という。)が指定した職員で、当該工事の監督員及び主管係長以外の職員

(検査の範囲)

第4条 次の各号に掲げる検査員は、当該各号に定める検査を行うものとする。

- (1) 専任検査員 設計金額が200万円を超える工事等の検査
- (2) 兼務検査員 水道総務課長が指定する工事等の検査
- (3) 主管課検査員 設計金額が200万円以下の工事等(以下「少額工事等」という。)の検査及び水道総務課長が指定する工事等の検査

(検査の実施)

第5条 工事等の完成を確認するための検査は、設計図書並びに仕様書及び別に定める水戸市建設工事検査基準に基づいて厳正かつ公正に行うものとする。

2 検査は、契約書、設計図書その他の関係書類に基づき、工事等の内容及び数量その他必要な事項について検査をしなければならない。

(検査の立会い)

第6条 検査員は、検査をするときは、次の各号に掲げる者を立ち合わせるものとする。

(1) 受注者又はその代理人

(2) 当該工事等の監督員（以下「監督員」という。）又はその代理人

(3) 主管係長。ただし、やむを得ない理由により立会うことができない場合には、主管課長が指定した職員（以下「立会人」という。）

(検査の延期又は中止)

第7条 検査員は、次の各号のいずれかに該当する場合は、検査を延期し、又は中止することができる。

(1) 工事等の跡片付け等が未完了で検査をすることができないと認めるとき。

(2) 災害その他やむを得ない理由により検査をすることができないと認めるとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、検査員が検査をすることが不適当であると認めるとき。

2 検査員は、検査を延期し、又は中止したときは、専任検査員及び兼務検査員にあっては水道総務課長に、主管課検査員にあっては主管課長に報告しなければならない。

(完成検査の要求等)

第8条 主管課長（少額工事等にあつては監督員）は、受注者から工事完成通知書兼完成検査結果通知書（様式第1号）が提出されたときは、提出された日から起算して5日以内に財務規則第149条第1項第1号に規定する完成検査要求書兼完成検査調書、水戸市上下水道局建設工事成績評定要領第4条及び第5条に規定する工事成績採点表並びに工事成績採点の考査項目別運用表及び施工プロセスチェックリスト（以下「工事成績採点表等」という。）に関係書類を添えて、水道総務課長（少額工事等にあつては主管課長）に完成検査の要求をしなければならない。

2 水道総務課長は、前項の規定による要求があつたときは、完成検査の日時を定めて主管課長に通知するものとする。

(完成検査の報告等)

第9条 検査員は、完成検査が終了したときは、完成検査要求書兼完成検査調書及び当該工事の設計金額に該当する工事成績採点表等を作成し、専任検査員及び兼務検査員にあっては水道総務課長に、主管課検査員にあっては主管課長に報告しなければならない。

2 水道総務課長は、前項の規定による報告を受けたときは、工事完成通知書兼完成検査結果通知書及び工事成績採点表により主管課長に通知しなければならない。

3 主管課長は、第1項の規定による報告を受けたとき又は第2項の規定による通知を受けたときは、遅滞なく工事完成通知書兼完成検査結果通知書及び工事成績評定通知書により受注者に通知しなければならない。

4 受注者は、前項の規定による完成検査結果の通知を受けたときは、直ちに工事目的物引渡書（様式第20号）により当該工事目的物の引渡しを申し出なければならない。

5 受注者は、第4項の規定による通知を受けたときは、工事請負代金請求書（様式第25号）により請負代金の支払いを請求することができる。

(完了検査の要求等)

第 10 条 主管課長（少額工事等にあつては監督員）は、受注者から業務完了通知書兼完了検査結果通知書（様式第 3 号）が提出されたときは、提出された日から起算して 3 日以内に財務規則第 149 条第 1 項第 2 号に規定する完了検査要求書兼完了検査調書並びに設計・監理業務成績表（様式第 4 号）又は測量・調査業務成績表（様式第 5 号）（以下「業務成績表等」という。）に關係書類を添えて、水道総務課長（少額工事等にあつては主管課長）に完了検査の要求をしなければならない。

2 水道総務課長は、前項の規定による要求があつたときは、完了検査の日時を定めて主管課長に通知するものとする。

(完了検査の報告等)

第 11 条 検査員は、完了検査が終了したときは、完了検査要求書兼完了検査調書及び業務成績表等を作成し、専任検査員及び兼務検査員にあつては水道総務課長に、主管課検査員にあつては主管課長に報告しなければならない。

2 水道総務課長は、前項の規定による報告を受けたときは、完了検査要求書兼完了検査調書及び業務完了通知書兼完了検査結果通知書により主管課長に通知しなければならない。

3 主管課長は、第 1 項の規定による報告を受けたとき又は第 2 項の規定による通知を受けたときは、業務完了通知書兼完了検査結果通知書により受注者に通知しなければならない。

4 受注者は、前項の規定による完了検査の結果が通知されたときをもって、当該委託業務に係る業務成果物を引渡（様式第 21 号）したものとする。

5 受注者は、第 4 項に規定による通知を受けたときは、業務委託料請求書（様式第 26 号）により業務委託料の支払いを請求することができる。

(出来形検査の要求等)

第 12 条 主管課長（少額工事等にあつては監督員）は、受注者等から出来形確認請求書兼出来形検査結果通知書（様式第 6 号）により出来形部分の確認の請求があつたとき、又は指定部分完成通知書兼指定部分完成検査結果通知書（様式第 7 号）により指定部分の工事等の完成通知があつたときは、財務規則第 149 条第 2 項に規定する出来形検査要求書兼出来形検査調書に出来形算出明細書（様式第 8 号）並びに出来形調書その他關係書類を添えて、速やかに水道総務課長（少額工事等にあつては主管課長）に出来形検査の要求をしなければならない。

2 水道総務課長は、前項の規定による要求があつたときは、出来形検査の日時を定めて主管課長に通知するものとする。

(出来形検査の報告等)

第 13 条 検査員は、出来形検査が終了したときは、出来形検査要求書兼出来形検査調書又は指定部分完成通知書兼指定部分完成検査結果通知書を作成し、専任検査員及び兼務検査員にあつては水道総務課長に、主管課検査員にあつては主管課長に報告しなければならない。

- 2 水道総務課長は、前項の規定による報告を受けたときは、出来形確認請求書兼出来形検査結果通知書又は指定部分完成通知書兼指定部分完成検査結果通知書により主管課長に通知しなければならない。
- 3 主管課長は、第1項の規定による報告を受けたときは、出来形確認請求書兼出来形検査結果通知書又は指定部分完成通知書兼指定部分完成検査結果通知書により受注者等に通知しなければならない。
- 4 受注者等は、前項の規定による検査結果の通知を受けたときは、直ちに指定部分に係る引渡書(様式第22号)により当該工事目的物(委託業務にあつては業務成果物)の引渡しを行わなければならない。
- 5 受注者等は、第3項の規定による通知を受けたときは、出来形部分等請求書(様式第27号)により、建設工事にあつては出来形部分に係る部分払又は部分引渡しに係る請負代金の支払いを、委託業務にあつては部分引渡しに係る業務委託料の支払いを請求することができる。

(部分使用検査の要求等)

第14条 主管課長(少額工事等にあつては監督員)は、工事等の完成前において工事目的物又は業務成果物の部分使用をしようとするときは、部分使用検査願兼部分使用検査指示書(様式第9号)により速やかに水道総務課長(少額工事等にあつては主管課長)に部分使用検査の要求をしなければならない。

(部分使用検査の報告等)

第15条 検査員は、部分使用検査が終了したときは、部分使用検査願兼部分使用検査指示書を作成し、専任検査員及び兼務検査員にあつては水道総務課長に、主管課検査員にあつては主管課長に報告しなければならない。

- 2 水道総務課長は、前項の規定による報告を受けたときは、その旨を主管課長に通知しなければならない。
- 3 主管課長は、前項の規定による通知を受けたときは、速やかに引渡し前における工事目的物の使用要求書兼承諾書(様式第23号)又は引渡し前における業務成果物の使用要求書兼承諾書(様式第24号)により、受注者等の承諾を得なければならない。

(中間検査の要求等)

第16条 主管課長(少額工事等にあつては監督員)は、受注者から別表に定める項目について中間検査願兼中間検査指示書(様式第10号)が提出されたときは、水道総務課長(少額工事等にあつては主管課長)に中間検査の要求をしなければならない。

(中間検査の報告等)

第 17 条 検査員は、中間検査が終了したときは、中間検査願兼中間検査指示書を作成し、専任検査員及び兼務検査員にあつては水道総務課長に、主管課検査員にあつては主管課長に報告しなければならない。

2 水道総務課長は、前項の規定による報告を受けたときは、その旨を主管課長に通知しなければならない。

(工事等の手直し等)

第 18 条 検査員は、検査の結果、工事等が契約書、設計図書その他の関係書類に適合しないと認めるときは、専任検査員及び兼務検査員にあつては水道総務課長に、主管課検査員にあつては主管課長に報告しなければならない。

2 水道総務課長及び主管課長は、前項の規定による報告があつたときは、受注者等に期限を付して手直しの指示をしなければならない。この場合において、手直しの程度が大規模で修補又は改造に相当の日数を要するものにあつては改修指示書(様式第 11 号)により、手直しの程度が小規模で修補又は改造が容易であるものにあつては手直し指示書(様式第 12 号)により受注者等に通知するものとする。

3 前項の規定にかかわらず、手直しの程度が軽易なものについては、受注者等に期限を付して口頭により手直しの指示をすることができる。この場合において、検査員は、口頭による手直し記録(様式第 13 号)に指示事項を記録しておかなければならない。

4 水道総務課長は、第 2 項の規定により手直しの指示をするときは、事前に水道部長に報告のうえ、改修・手直し通知書(様式第 14 号)により主管課長に通知するものとする。

5 主管課長は、第 2 項の規定により手直しの指示をするときは、事前に工事等を主管する部長に報告するものとする。

6 監督員は、第 2 項の規定による手直しが完了したと認めるときは、検査員に手直し完了の報告をしなければならない。

7 検査員は、前項の規定による報告を受けたときは、専任検査員及び兼務検査員にあつては水道総務課長に、主管課検査員にあつては主管課長に手直し完了の報告をしなければならない。

(再検査)

第 19 条 主管課長は、受注者等から改修・手直し完了届(様式第 15 号)が提出されたときは、少額工事等にあつては速やかに検査員の再検査を行わせ、それ以外の工事等にあつては改修・手直し検査要求書兼改修・手直し完了検査報告書(様式第 16 号)を水道総務課長に提出し、再検査の要求をしなければならない。

2 水道総務課長は、前項の規定による要求があつたときは、速やかに検査員に再検査を行わせなければならない。

3 検査員は、再検査の結果、改修又は手直しが完了したと認めるときは、改修・手直し検査要求書兼改修・手直し完了検査報告書を作成し、専任検査員及び兼務検査員にあつては水道総務課長に報告しなければならない。

(粗雑工事等)

第 20 条 検査員は、検査の結果、受注者が過失により工事等を粗雑したと認められるときは、専任検査員及び兼務検査員にあっては水道総務課長に、主管課検査員にあっては主管課長に報告しなければならない。

2 水道総務課長又は主管課長は、前項の規定による報告を受けたときは、必要な措置を講じなければならない。

(指導又は助言)

第 21 条 検査員は、検査の結果に基づき工事等の改善を図る必要があると認めるときは、監督員に対しては設計、積算、施工管理等について、受注者等に対しては工程管理、品質管理、出来形管理、写真管理等について指導又は助言をすることができる。

(検査台帳の整理)

第 22 条 水道総務課長（少額工事等にあっては主管課長）は、完成検査、完了検査又は出来形検査の完了の報告を受けたときは、検査台帳に記載し、保管しなければならない。

(補則)

第 23 条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

付 則

この要領は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要領は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要領は、令和 7 年 8 月 1 日から施行する。ただし、施行日前に執行決定した工事等については、なお従前の例による。